

重要

《鳥取県育英奨学資金について鳥取西高等学校奨学金担当よりお知らせ》

鳥取県育英奨学室から届いた書類を保護者と一緒に確認してください。

以下（１）～（３）の該当箇所をご確認いただき、不備や遅延のないよう手続きをお願いします。

（１）貸与予定者（決定者）＜大学進学が決定した場合＞

以下の３点を持参又は郵送で鳥取西高等学校事務室に提出してください。

提出書類

- ・鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書
- ・振込口座等登録（変更）申請書（＋通帳等の写し）
- ・大学等の在学証明書（※）

※在学証明書が間に合わない場合は、合格通知書等の写しにその旨を記載して本校に提出し、
後日、鳥取県育英奨学室へ直接提出（郵送）すること。

提出期限：令和６年４月１１日（木）午後４時４０分

提出先：鳥取西高等学校事務室

提出期限までに提出のない場合は、奨学金の振込ができませんのでご注意ください。

なお、鳥取県育英奨学資金と併用できない各種奨学金があります。複数採用になっている場合はどちらかを辞退する必要があります。育英奨学資金を辞退する場合は（２）により「**予約奨学生辞退届**」を提出してください。

【参考：育英奨学資金と併用できない奨学金】

（独）日本学生支援機構第一種（無利息）…貸与月額が本奨学資金の貸与月額以上の場合、生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）…貸与月額が本奨学資金の貸与月額以上の場合、長谷育英会奨学金（長谷育英奨学会）、看護職員修学資金（鳥取県福祉保健部）、医師養成確保奨学金（鳥取県福祉保健部）、臨時特例医師確保対策奨学金（鳥取県福祉保健部）、理学療法士等修学資金（鳥取県福祉保健部）、母子父子寡婦福祉資金（鳥取県子育て・人財局）、保育士等修学資金（鳥取県子育て・人財局）

※不明な場合は育英奨学室（0857-29-7145）までお問い合わせください。

（２）貸与予定者（決定者）＜大学進学しない場合又は辞退する場合＞

鳥取県育英奨学資金の貸与を受ける必要がなくなった場合（併用できない他の奨学金を受給する場合も含む）は、「**予約奨学生辞退届**」を速やかに持参又は郵送で鳥取西高等学校事務室に提出してください。この提出により、奨学金が必要な補欠者が繰上げ採用されることになります。

※辞退することが明らかになり次第、下記のいずれかに間に合うように提出してください。

提出期限 第１回：令和６年１月２６日（金）

第２回：令和６年２月２２日（木）

第３回：令和６年３月１９日（火）必着 第３回期限に間に合わない場合は、担当まで連絡してください。

（３）補欠者

補欠者は貸与予定者（決定者）ではありませんが、繰上げで決定される場合がありますので、鳥取県育英奨学資金の貸与を受ける必要がなくなった場合は必ず、「**補欠奨学生辞退届**」を持参又は郵送で鳥取西高等学校事務室に提出してください。

〔担当〕 鳥取西高等学校 事務室 中嶋

〒680-0011 鳥取市東町二丁目 1 1 2 番地（TEL：0857-22-8281）

書類受付時間：平日 午前８時１０分から午後４時４０分まで